

漁場計画番号 有区第45号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市沖新町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点有第11号(熊本市沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港計画基点十番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153)」

ア カと基点1を見通した線からカを基点として右へ114度39分・1,541メートルのところ

イ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ92度・1,179メートルのところ

ウ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ85度45分・1,768メートルのところ

エ カと基点1を見通した線からカを基点として右へ104度0分・2,044メートルのところ

オ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ

カ 基点1とオを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.48メートルのところ

2 地元地区 熊本市沖新町

3 制限又は条件

(1) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 養殖施設は毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 有区第46号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のりひび建養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 熊本市沖新町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域。

基点1 熊本県漁場基点有第11号(熊本市沖新町沖新地区海岸堤防北東端「熊本港計画基点十番(北緯32度45分48秒4937、東経130度36分6秒4153)」

基点2 熊本県漁場基点有第16号(熊本市小島下町新地海岸堤防北西端から同堤防外縁に沿って南西へ500メートルのところ)

基点3 熊本県漁場基点有第18号(熊本市四番港防波堤基部から南へ17.59メートルのところ)

ア コと基点1を見通した線からコを基点として右へ98度8分・2,223メートルのところ

イ ウからコを見通した線上、ウから570メートルのところ

ウ コと基点1を見通した線からコを基点として右へ80度38分27秒・2,675.528メートルのところ

エ ウとイを見通した線からウを基点として右へ90度・952メートルのところ

オ スからセを見通した線上、スから2,319メートルのところ

カ オからスを見通した線上、オから1,365メートルのところ

キ カとオを見通した線からカを基点として右へ270度・90メートルのところ

ク キとカを見通した線からキを基点として右へ90度・258メートルのところ

ケ 基点1から沖新地区堤防に沿って南東(真方位156度)へ189.7メートルのところ

コ 基点1とケを見通した線から基点1を基点として右へ208度29分13秒・524.48メートルのところ

サ シと基点2を見通した線からシを基点として右へ110度49分40秒・1378.3メートルのところ

シ 基点2と熊ノ岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ296度13分・285.55メートルのところ

ス サと熊ノ岳山頂を見通した線からサを基点として右へ248度47分20秒・2,385メートルのところ

セ 基点3と宇土郡三角町三角岳山頂を見通した線から基点3を基点として右へ39度33分・3,605メートルのところ

2 地元地区 熊本市沖新町

3 制限又は条件

(1) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(2) 養殖施設は毎年4月30日までに撤去しなければならない。

水草不知火海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、漁業権免許漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画の概要を次のとおり告示する。

平成16年4月7日

天草不知火海区漁業調整委員会 宮 本 勝

- 1 開催日時 平成16年4月27日(月)午後1時30分から
- 2 開催場所 熊本県庁本館1階101会議室(熊本市水前寺六丁目18番1号)
- 3 議題
 - (1) 天草不知火海区における漁場計画概要は別記のとおり
 - (2) 漁場計画の詳細については、当委員会事務局(県庁漁政課内)及び熊本県天草地域振興局農林水産部水産課において閲覧に供する。
- 4 その他

公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を公聴会開催日時までに提出してください。
なお、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を準備しておいてください。

別記

漁場計画番号 天区第116号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 天草郡河浦町大字崎津地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第142号(天草郡河浦町大字崎津名越鼻北端)

ア 基点1と天草郡河浦町神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ348度・760メートルのところ

イ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度・690メートルのところ

ウ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・570メートルのところ

エ 基点1と神島西端を見通した線から基点1を基点として右へ338度30分・650メートルのところ
- 2 関係地区 天草郡河浦町大字崎津
- 3 制限又は条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 天区第117号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 牛深市魚貫町地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点天第154号(牛深市魚貫町須崎鼻北西端)

基点2 熊本県漁場基点天第156号(牛深市魚貫町鳶松の鼻南端)

ア 基点1と牛深市魚貫町仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ14度・40メートルのところ

イ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ325度・70メートルのところ

ウ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ328度30分・130メートルのところ

エ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ6度・215メートルのところ

オ 基点1と仏崎鼻南端を見通した線から基点1を基点として右へ69度・100メートルのところ

カ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ341度・150メートルのところ

キ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ313度・190メートルのところ

ク 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ310度15分・290メートルのところ

ケ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ341度30分・375メートルのところ

コ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ346度30分・325メートルのところ
- 2 関係地区 牛深市魚貫町
- 3 制限又は条件

漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 天区第118号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業